件　　名	愛媛県女性総合センター管理条例
主　管　課	男女参画課
根拠法令等	

【条例の概要】

愛媛県女性総合センター（以下「センター」という。）への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。

1　センターの業務

(1)　女性の社会参加の促進、能力開発等を通じて男女共同参画の推進を図るために必要な次に掲げる業務を行う。

ア　各種の研修及び相談並びに学習の機会の提供に関すること。

イ　情報の収集及び提供に関すること。

ウ　女性の文化活動、地域活動等への援助に関すること。

エ　各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。

(2)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして次に掲げる業務を行う。

ア　被害者に関する各般の問題についての相談に関すること。

イ　被害者の心身の健康を回復させるための医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導に関すること。

ウ　被害者に対する情報の提供その他の援助に関すること。

2　指定管理者が行う業務

(1)　１に掲げるセンターの業務の実施に関すること。

(2)　センターの利用の許可に関すること。

(3)　センターの利用料金の収受に関すること。

(4)　センターの利用の促進に関すること。

(5)　センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。

3　利用時間　午前９時から午後５時まで。ただし、多目的ホール、研修室、会議室等は、午前９時から午後９時まで

指定管理者は、知事の承認を得て利用時間を変更できる。

4　休 館 日　月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日に当たるときは、その翌日）、休日、1月１日から３日まで及び 12 月 29 日から 31 日まで。

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

5　利用の許可　多目的ホール、研修室、会議室等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

指定管理者は、管理運営上等必要があると認めるときは、その許可に条件を付すことができる。

6　許可の取消し等　指定管理者は、条例違反者等について利用の許可の取消し等ができる。

7　利用料金の納付　利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

利用料金は、指定管理者の収入とする。

8　利用料金の額　利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。

指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

施　行　日	平成 18 年4月1日

【その他参考事項】

平成 17 年度管理委託先　財団法人　えひめ女性財団